

◆令和7年4月1日から申請手数料を変更します

建築確認申請等手数料表

(1) 確認申請又は計画通知、中間検査、完了検査等手数料

表1 確認申請又は計画通知、中間検査、完了検査等手数料表

	確認申請又は計画通知	中間検査	完了検査		
			中間検査対象の場合	中間検査対象外の場合	
床面積の合計	手数料額				
30 ㎡以下の場合	8,000+△円	13,000 円	12,000+△円	15,000+△円	
30 ㎡を超え 100 ㎡以下	20,000+△円	17,000 円	15,000+△円	24,000+△円	
100 ㎡を超え 200 ㎡以下	34,000+△円	23,000 円	23,000+△円	34,000+△円	
200 ㎡を超え 300 ㎡以下	36,000+△円	27,000 円	28,000+△円	37,000+△円	
300 ㎡を超え 500 ㎡以下	39,000+△円	33,000 円	36,000+△円	42,000+△円	
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	58,000+△円	52,000 円	57,000+△円	59,000+△円	
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	78,000+△円	72,000 円	77,000+△円	82,000+△円	
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	235,000+△円	165,000 円	191,000+△円	208,000+△円	
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	420,000+△円	261,000 円	315,000+△円	331,000+△円	
50,000 ㎡を超える場合	777,000+△円	552,000 円	650,000+△円	666,000+△円	

(確認申請における注意事項)

- ・建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合にあっては、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- ・△は、建築物省エネ法にかかる申請を含む場合（仕様基準による申請に限る）は表2の手数料額を加算する。

(中間検査における注意事項)

- ・床面積の合計は、最下階の床の施工が始まる前の工程の場合にあっては、最下階の床があるものとして床面積を算定する。
それ以外の工程は梁等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては床があるものとして見なして床面積を算定する。

(完了検査における注意事項)

- ・□は、建築物省エネ法にかかる適合状況を確認する検査を含む場合は表3の手数料額を加算する。

表2 建築確認手数料表（建築物省エネ法使用基準で申請する場合の加算額：A）

区分		確認申請加算手数料額	
用途	申請部分の床面積の合計	新規	計画変更
一戸建ての住宅	200 ㎡未満の場合	14,000 円	7,000 円
	200 ㎡以上の場合	16,000 円	8,000 円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300 ㎡未満の場合	27,000 円	13,500 円
	300 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	43,000 円	21,500 円
	2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	68,000 円	34,000 円
	5,000 ㎡を超える場合	88,000 円	44,000 円

表3 完了検査手数料（建築物省エネ基準の適合状況を確認する場合の加算額：B）

床面積の合計	完了検査加算手数料額
30 ㎡以下の場合	3,000 円
30 ㎡を超え 100 ㎡以下	5,000 円
100 ㎡を超え 200 ㎡以下	6,000 円
200 ㎡を超え 300 ㎡以下	7,000 円
300 ㎡を超え 500 ㎡以下	8,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	11,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	16,000 円
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	41,000 円
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	66,000 円
50,000 ㎡を超える場合	133,000 円

(2) 建築設備・工作物 確認申請等手数料

種 別	確認申請又は計画通知	計画変更	完了検査
建築設備	14,000 円	7,000 円	17,000 円
昇降機	14,000 円	7,000 円	17,000 円
小荷物専用昇降機	5,000 円	4,000 円	10,000 円
工作物	12,000 円	5,000 円	12,000 円

(3) 計画変更確認申請手数料表

区 分	確認申請又は計画通知
計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）と読み替える	表1の手数料額の2分の1

（計画変更における注意事項）

- ・建築物省エネ法にかかる計画変更をする場合は表2の手数料額を加算する。